

令和7年度 空き家等除却補助事業 のご案内

解体等工事費の50%、最高50万円まで補助します！

上ノ国町では、町民のみなさんが安心して生活できる環境を整えるために『特定空家等』
(※)に指定された空家等の解体工事の費用の一部に対し、補助金を交付します。

\\\ まずは、現場調査をします！窓口までご相談ください ///

この補助金を受けるには、ご自身が所有または管理されている空き家が上ノ国町空家等対策協議会で『特定空家等』に認定される必要があります。

まずは職員による現場調査を行い、補助要件を満たしているかどうか判断しますので、**役場窓口もしくはお電話にて現場調査の受付け**をお願いします。

現場調査の結果をもって『特定空家等』の認定の可否を空家等対策協議会で決定します。

※『特定空家等』とは？

特定空家等とは、倒壊や建築部材の飛散の恐れがあり環境衛生や景観に害を及ぼしている空き家のことをいい、敷地内にある塀や物置、立木も空き家等の一部とみなされます。

受付期間：令和7年4月1日 から 10月31日まで

受付窓口：施設課 土木建築グループ ☎ 0139-55-2311



\\\ お願い ///

7年度に「特定空家等」に認定された空き家は、必ず当該年度の締切りまでに実績報告書を提出してください。

◎「やっぱり来年度に壊したい」「やっぱり壊したくない」「資金の都合がつかない」ということが無いようにお願いします。

● 対象となる方 次のいずれかに該当する方

- (1) 空き家の所有権をもっている方
- (2) 町外在住で町内に空き家を所有している方
- (3) 空き家の所有者から委任を受けた方

● 対象となる空き家 次のいずれにも該当する空き家

- (1) 「特定空家等」と指定されたもの
- (2) 公共事業の補償の対象となっていないもの
- (3) 所有権を除く物件または賃借件が設定されていないもの

● 対象工事 次のいずれにも該当する工事

- (1) 空き家及び付属する工作物、立木等を解体・撤去し更地にする工事
- (2) 町内で建設業の許可をもつ事業者が施工するもの
- (3) 決定通知以降に着手し、令和8年1月30日までに実績報告書を提出できるもの

● 補助金の算定

- (1) 補助額は解体等工事費の50%で、1,000円未満の端数は切り捨てる
- (2) 補助金の限度額は50万円とする

※ 工事費120万円の場合、補助率50%では60万円となりますが、補助額は限度額の50万円となります。

● 申請の流れ

1. 施設課土木建築グループ窓口にて「現地調査受付け」**令和7年4月1日～10月31日まで**
2. 現地調査（立会いをお願いすることがあります。）
3. 空家対策庁内対策検討委員会・空家対策協議会で審査
4. 特定空家等に指定される（書面にてお知らせします。）
5. 交付申請書と添付書類を提出
6. **交付決定通知**を受けたら解体工事を行う（事前着手すると補助金は交付されません。）
7. 工事業者へ工事代金支払い後、実績報告書を提出 **令和8年1月30日まで**
8. 完了検査後、役場から**確定通知書**・**請求書用紙**を送付
9. 申請者の方から補助金の**請求書**を提出
10. 補助金交付（申請者名義の口座に補助決定額を入金します。）

● 申請に必要な書類

【補助金交付申請のとき】

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋課税台帳もしくは^{なよ}名寄せ帳）
- ③ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ④ 見積書
- ⑤ 空き家等の着手前写真
- ⑥ 空き家等の位置図
- ⑦ 相続人が申請する場合は所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（郵送で取寄せ可）
- ⑧ 相続人が複数いる場合は全員の委任状
- ⑨ 委任を受けた代理人が手続きする場合は、所有者または相続人全員の委任状
- ⑩ 申請者が町外在住者の場合は、現住所地の市町村民税納税証明書（滞納が無いことの証明）
- ⑪ その他、町長が必要と認める書類等

【工事完了のとき】

- ① 実績報告書
- ② 施工中及び工事完了後の写真
- ③ 廃棄物処理に関する処分証明書
- ④ 領収書の写し（コピー）
- ⑤ その他、町長が必要と認める書類等

【確定通知を受け取ったとき】

- ① 補助金交付請求書
- ② 通帳の名義と口座番号記載ページの写し（コピーまたは写真を印刷したもの）

※ 補助金交付申請書、実績報告書、請求書は全て同じ印鑑を使用してください。

ご相談・お問合せ：上ノ国町役場 施設課土木建築グループ 0139-55-2311